

事業主の皆さんへ

従業員の 市民税・道民税は 特別徴収で 納めましょう

特別徴収とは..

事業主が月々の給与を支払う際に従業員の個人市民税・道民税(住民税)を差し引いて納税する制度です。

地方税法及び帯広市税条例により、所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者には、受給者の個人住民税を特別徴収することが、義務付けられています。

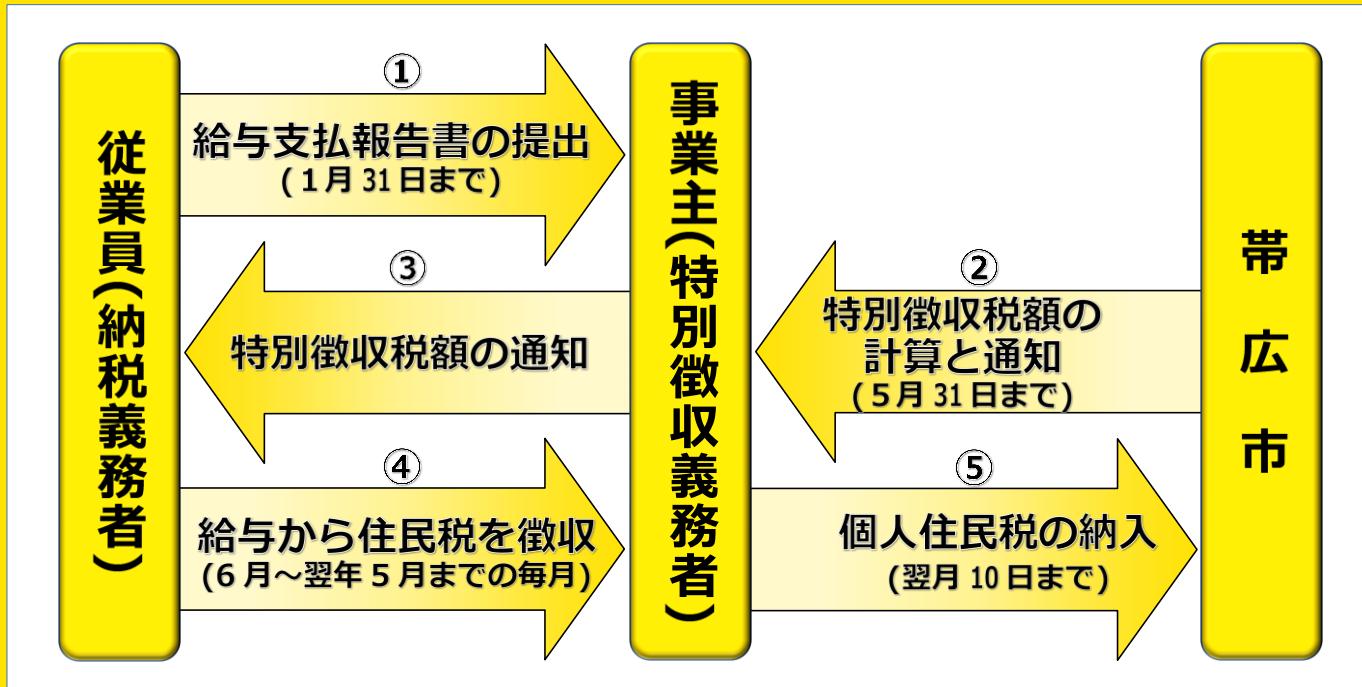
パートやアルバイト、
役員の方も対象です

個人の納め忘れによる
滞納がなくなります

従業員個々に納税する
必要がありません

税額計算をする必要は
ありません

特別徴収のしくみ



特別徴収に関するQ & A

Q	パートやアルバイト、役員も特別徴収の対象になりますか
A	給与の支払いを受けるすべての従業員が特別徴収の対象です。
Q	従業員が自ら納税（普通徴収）することはできますか
A	給与の支払いを受ける者の住民税は特別徴収により徴収しなければなりません。そのため、個人の希望により普通徴収を選択することはできません。
Q	年度の途中で従業員が退職した場合、特別徴収はどうなりますか
A	退職や休職によって給与の支払いを受けなくなる場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出により、特別徴収を中止することができます。
Q	年度の途中からでも特別徴収をすることはできますか
A	新たに特別徴収することは可能です。 年度中の雇用や事業所の開設などにより、新たに特別徴収を開始する場合、「特別徴収への変更依頼書」を提出してください。
Q	従業員の少ない事業所ですが、納入の手間を減らすことはできますか
A	従業員が常時10名未満の場合、納入回数を年12回から2回にすることができます。 事前に申請と承認が必要ですので、帯広市役所市民税課へご連絡ください。